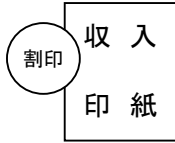


産業廃棄物処理委託契約書



排出事業者 : _____ (以下「甲」という。)と、
 処分業者 : 一般財団法人佐賀県環境クリーン財団 (以下「乙」という。)は、
 甲の下記事業場から排出される産業廃棄物 (以下「廃棄物」という) の処分に関して次のとおり契約を締結する。

排 出 事 業 場

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「廃棄物処理法」という。) その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲及び施設の処理能力)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

許可区分	最終処分 (埋立処分)
産業廃棄物の許可品目	燃え殻 (熔融スラグに限る。)、汚泥 (無機性汚泥に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)、鋳さい、がれき類及び第13号廃棄物以上6種類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
施設の能力	埋 立 面 積 3 8 , 8 9 0 m ²
	埋 立 容 量 4 1 3 , 0 0 0 m ³
施設の所在地	佐賀県唐津市鎮西町菖蒲 2 6 2 3 - 1 他 9 7 筆
許 可 番 号	0 4 1 4 5 1 4 4 0 1 5 施設管理番号 0 1

2. (委託する廃棄物の種類、数量、単価及び処分の方法)

(1) 甲が、乙に処分を委託する廃棄物の種類、数量、単価 (税抜) 及び処分の方法は、次のとおりとする。

廃棄物の種類	数量 (t/年)	単価 (円/t)	処分の方法

(2) 乙は、搬入された廃棄物について、受入基準の適合状況を審査し、必要に応じて分析を行うことができる。この場合、分析に係る費用は乙の負担とする。

(3) 搬入された廃棄物が、第1号に規定した処分の方法に係る受入基準に合致しない場合は、甲乙協議の上、処分の方法の変更又は、廃棄物の受入を中止することができる。

(4) 処理委託単価が経済情勢の変化等により不相応となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

3. (搬入業者)

甲の排出した廃棄物を、甲が他人に委託し乙の所有する事業場へ運搬する場合は、次の収集運搬業者が行う。

住 所：

名 称：

代表者名：

4. (再委託)

乙は、契約期間中に産業廃棄物の処理を他人に委託する必要が生じた場合は、廃棄物処理法に定める再委託基準に従い、処理業務を再委託することができるものとする。

5. (産業廃棄物管理票)

甲は、産業廃棄物の搬出の都度、産業廃棄物管理票に必要事項を記入して乙に交付する。ただし、電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報の登録で代えることができる。

第3条 (義務と責任)

1. (甲)

(1) 甲が乙に処理を委託する廃棄物の種類、発生工程、性状(形状、成分、有害物の有無、臭気)、荷姿、排出数量、保管時における性状の変化、他の廃棄物との混合等による変化の状況及び当該廃棄物の取扱いの際の注意事項等の適正処理に必要な情報は、廃棄物処理委託申込書等に記載したとおりとする。なお、変更があった場合は、甲は直ちに当該変更内容を乙に書面をもって通知するものとする。

(2) 甲は、処理を委託する廃棄物に有害な化学反応を起こさせる他の物質が混入しないよう注意する。万一、混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずる恐れのある場合には、乙は委託物の引き取りを拒むことができる。

(3) 甲は、甲の排出した廃棄物を乙の所有する事業場へ適正に搬入するために、自ら運搬するか、若しくは適正な委託契約のもとで、第2条第3項に定める収集運搬業者を指図し監督する義務を負う。

2. (乙)

(1) 乙は、甲から委託された廃棄物が、乙の所有する事業所に荷下ろしされた後、処理が完了するまで廃棄物処理法の規定に基づき、適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

(2) 乙は、産業廃棄物の処理完了後直ちに産業廃棄物管理票D票及びE票を甲の指定する者に送付するものとする。ただし、電子マニフェストの場合は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

(3) 乙は、やむを得ない事由があるときは、業務を一時停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、甲における影響に配慮するものとする。

第4条 (処理料金、消費税及び産業廃棄物税の支払い)

1. 甲は、前第2条第2項に定める処理単価及び、乙の事業所における計量で確定した委託数量をもとに算出された処理料金を、乙に支払うものとする。なお、計量は原則として搬入時及び退出時の2回計量とし、10kg単位で委託数量を確定するものとする。

2. 甲の委託する廃棄物の処理についての消費税は、甲が負担するものとする。

3. 甲の委託する廃棄物の処理についての産業廃棄物税は、甲が負担するものとする。

4. 乙は、処理料金、消費税及び産業廃棄物税の請求書を毎月まとめて、翌月10日までに、甲に送付するものとし、甲は、原則としてその月の末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。この場合の振込手数料は、甲の負担とする。

5. 乙は、甲が、処理料金等の支払いを遅延した場合には、甲が委託する廃棄物の処理を拒むことができるものとする。
6. 乙は、甲が、前項の支払期限を経過しても支払わないときは、支払期限の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、その支払額に年2.7パーセントの割合を乗じて得た延滞金を徴収するものとする。但し、乙がやむを得ない事由により減免等の必要があると認めるときは、この限りではない。

第5条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を、監督行政省庁若しくは法律により開示を求められて必要な範囲で開示する場合を除き、第三者に漏洩してはならない。ただし、相手方から文書による許諾を得た場合は、この限りではない。

第6条（契約の解除）

甲、乙は、相手方が、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、甲が委託した廃棄物が未だに処理されず残っている場合は、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

- (1) この契約書の各条項のいずれかに違反したとき。
- (2) 差押え、営業廃止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。
- (3) 監督行政省庁から営業の取り消し、停止の処分を受けたとき。

第7条（暴力団等反社会的勢力の排除）

甲、乙は、相手方又は相手方の役員等が次の各号のいずれか該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 2 前項によりこの契約が解除された場合、甲又は乙は、相手方の損害についてその責を負わない。

第8条（収入印紙）

本契約締結に要する収入印紙については、甲、乙互いに負担するものとする。

第9条（協議）

この契約に定めのない事項又は、この契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第10条（契約期間）

この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日（以下「期間満了日」という。）までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、期間満了日の翌日より1年間、原契約と同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

第11条（契約書の保管期間）

甲及び乙は、この契約を解除した場合、本契約書及び本契約書に添付された書面等を、期間満了日の翌日から5年間保存する。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

甲 所在地

名 称

代 表 者

乙 所在地 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700番地20

名 称 一般財団法人佐賀県環境クリーン財団

代 表 者 理事長